

保護者の方へ

徳島県立徳島商業高等学校長

学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、学校保健安全法の規定により、出席停止の措置をとることになっております。出席停止の期間は、感染症によって基準が定められておりますが、医師の診断により登校許可が出るまでは十分に療養してください。出席停止の期間は欠席の扱いにはなりません。

なお、登校の際は、下記の「登校許可証明書」に主治医の証明を受けて、登校再開後1週間以内に担任まで御提出ください。

※インフルエンザによる出席停止の場合は、別様式「インフルエンザ治癒報告書」を提出してください。

主治医の先生へ

徳島県立徳島商業高等学校長

学校保健安全法の規定により、学校において予防すべき感染症と診断された場合は、出席停止の措置をとることになっております。

つきましては、御高診の上、下記の登校許可証明書に御記入をお願いいたします。

### 登 校 許 可 証 明 書

年 組 番 氏名

1 診断名

2 期 間 上記疾患のため、

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで休養を要し、

令和 年 月 日から登校可能と認める。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印

(ホームルーム担任は教科担任に連絡後、この用紙を保健室へ提出してください。)